

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保 1) 埋設個別 06 R0
提出年月日	2023 年 10 月 20 日

## 記載の適正化等に係る補足説明資料

- (1) 品質マネジメントシステム（社内文書）に係る事項
- (2) 埋設施設安全委員会に係る事項
- (3) 廃棄体の確認に係る事項

# 目次



## (1) 品質マネジメントシステムに係る事項

1. 概要	.....	1
2. 経緯	.....	2
3. 変更理由等	.....	3
4. 保安規定の新旧比較	.....	5
参考資料 1 : 建物管理要領の整理イメージ	.....	6

# 1. 概要



本資料は、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請内容のうち「記載の適正化等（1）品質マネジメントシステムに係る事項」の経緯、変更理由等について説明するものである。

## 2. 経緯



### (1) 教育訓練要領の名称変更

- 当社では、各組織の教育訓練要領の文書名に組織名を表記している（例「加工施設教育訓練要領」）。ただし、廃棄物埋設施設に関しては、「教育訓練要領」のみで組織名の表記がなく、組織が識別できない文書名となっており、横並びがとれていない。

### (2) 建物管理要領の削除

- 2022年6月30日より前の「埋設事業部の旧組織体制」では、運営課内の保全グループ（設備保守を管轄）が「廃棄物埋設施設 施設管理要領」を所管し、施設建物管理課（建築物保守を管轄）が「建物管理要領」を所管していた。
- 2022年6月30日の「埋設事業部の組織改正」では、施設管理業務を一元的に担う部署として、運営課内の保全グループと施設建物管理課を統合し、保全課を設置した。
- この際に「廃棄物埋設施設 施設管理要領」と「建物管理要領」の統合について検討し、それぞれの要領及び下位文書（※）の規定内容を精査した上で、次回の保安規定変更認可申請時に要領の統合を実施することとしていた。

※ 「廃棄物埋設施設 施設管理細則」及び「施設確認手順書」

# 3. 変更理由等

## (1) 教育訓練要領の名称変更

### 【変更の理由】

他組織との横並びを図ることで、記載を適正化するため。

### 【変更の内容】

教育訓練要領の文書名に「廃棄物埋設施設」を追記する。

### 【変更の妥当性】

「廃棄物埋設施設 教育訓練要領」に文書名を変更することで、組織が特定でき、他組織との横並びがとれることから、本変更は妥当である。

# 3. 変更理由等

## (2) 建物管理要領の削除

### 【変更の理由】

保全課が施設管理業務を一元的に担っている現在の組織体制に合わせ、「廃棄物埋設施設 施設管理要領」と「建物管理要領」を統合する。

### 【変更の内容】

「建物管理要領」を削除する。

### 【変更の妥当性】

「廃棄物埋設施設 施設管理要領」と「建物管理要領」が統合され、現在の組織体制に合うものとなることから、本変更は妥当である。

# 4. 保安規定の新旧比較



現行					改正後				
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		教育訓練要領	事業部長	第 63 条			廃棄物埋設施設 教育訓練要領	事業部長	第 63 条
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第 10 条
		廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条、第 16 条 第 17 条、第 19 条 第 20 条、第 30 条 第 32 条～第 35 条			廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第 14 条、第 16 条 第 17 条、第 19 条 第 20 条、第 30 条 第 32 条～第 35 条
		廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第 15 条			廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第 15 条
		廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条			廃棄体確認要領	事業部長	第 17 条
		土木管理要領	事業部長	第 19 条 第 21 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条			土木管理要領	事業部長	第 19 条 第 21 条～第 24 条 第 27 条、第 28 条
		廃棄物埋設施設施設管理要領	事業部長	第 22 条～第 25 条 第 47 条			廃棄物埋設施設施設管理要領	事業部長	第 22 条～第 25 条 第 47 条
		技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条			技術情報管理要領	事業部長	第 22 条、第 65 条
		建物管理要領	事業部長	第 22 条～第 24 条			(削除)	(削除)	(削除)
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条			廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第 22 条、第 24 条 第 31 条～第 41 条 第 43 条～第 49 条 第 54 条、第 60 条

以下省略

以下省略

# 参考資料 1

## 建物管理要領の整理イメージ



# 建物管理要領の整理イメージ

建物管理要領		廃棄物埋設施設 施設管理要領	廃棄物埋設施設 施設管理細則 (保全課)	施設確認手順書 (保全課)
第1章	総則	→ ○	→ ○	
第2章	年度業務計画	→ ○		
第3章	点検	→ ○	→ ○	
第4章	補修および改造	→ ○	→ ○	
第5章	特別な保全	→ ○	→ ○	
第6章	設備の機能に影響を与えない 保守作業の扱い	→ ○	→ ○	
第7章	構成管理	→ ○	→ ○	
第8章	設計管理	→ ○		
第9章	作業管理	→ ○	→ ○	
第10章	施設確認に係る社内確認	→ ○	→ ○	→ ○
第11章	記録管理	→ ○	→ ○	
様式		→ ○	→ ○	

「建物管理要領」の内容は「廃棄物埋設施設 施設管理要領」、「廃棄物埋設施設 施設管理細則」及び「施設確認手順書」に漏れなく反映する。

# 目次



## (2) 埋設施設安全委員会に係る事項

1. 概要	.....	1
2. 経緯	.....	2
3. 変更理由等	.....	3
4. 保安規定の新旧比較	.....	4

# 1. 概要

本資料は、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請内容のうち「記載の適正化等（2）埋設施設安全委員会に係る事項」の経緯、変更理由等について説明するものである。

## 2. 経緯



- 埋設施設安全委員会は、保安規定第12条の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議するために設置されている。
- 2022年6月に認可を受けた保安規定変更認可申請内容のうち「品質・保安会議に係る事項の変更」の審査において、各施設（※1）の安全委員会の審議事項の記載順序が施設間で整合が取れていないことについて指摘を受けた。
- 本件については、「今後行う各施設の保安規定変更認可申請において、安全委員会の審議事項の施設間の整合を図る」とし、その旨を補足説明資料（※2）に記載した。
- 今般の保安規定変更認可申請内容のうち「記載の適正化等（2）埋設施設安全委員会に係る事項」は、上記の指摘を踏まえ、施設間の整合を図るため、社内で調整した結果等を反映するものである。
- なお、本件の保安規定への反映は廃棄物埋設施設が他施設（※3）に先行する。他施設の保安規定への反映は、次回申請時に順次実施していく。

※1 廃棄物埋設施設、再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）及びMOX燃料加工施設

※2 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る補足説明資料 P10【保）全社共通01 R06】提出年月日 2022年6月10日

※3 廃棄物埋設施設を除く各施設：再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）及びMOX燃料加工施設

# 3. 変更理由等

## 【変更の理由】

安全委員会の審議事項の記載順について、社内で調整した結果等を反映し、施設間の整合を図るため。

## 【変更の内容】

- ・埋設施設安全委員会の審議事項の記載順を変更する。
- ・審議事項（3）の記載を具体的にする。

## 【変更の妥当性】

本変更によって、審議事項の記載順の施設間の整合が図られ、審議事項の記載も具体的に理解しやすくなることから、本変更は妥当である。

# 4. 保安規定の新旧比較

現行	改正後
<p>(埋施設安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第12条 埋施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 埋施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) <u>表1に掲げる事業部長が制定する規定</u></p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 第15条に基づく廃棄物埋設計画</li> <li>ロ 第24条に基づく作業管理に係る実施計画</li> <li>ハ 第26条に基づく調査計画</li> <li>ニ 第27条に基づく修復計画</li> <li>ホ 第63条に基づく保安教育実施計画</li> <li>ヘ 第65条に基づく定期的な評価等の計画</li> </ul> <p>(5) 第65条に基づく評価の結果</p> <p><u>(6) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u></p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2～5 省略</p>	<p>(埋施設安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第12条 埋施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 埋施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) <u>第6条の品質マネジメントシステム計画の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</u></p> <p><u>(4) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</u></p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 第15条に基づく廃棄物埋設計画</li> <li>ロ 第24条に基づく作業管理に係る実施計画</li> <li>ハ 第26条に基づく調査計画</li> <li>ニ 第27条に基づく修復計画</li> <li>ホ 第63条に基づく保安教育実施計画</li> <li>ヘ 第65条に基づく定期的な評価等の計画</li> </ul> <p>(6) 第65条に基づく評価の結果</p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2～5 省略</p>

## 【全施設統一方針に基づく変更】

- ・品質マネジメントシステムに係る審議事項を一箇所にまとめる観点から、「表●に掲げる事業部長が制定する規定」の後に「保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項」を記載する。
- ・「表●に掲げる事業部長が制定する規定」及び「●●の計画」などの記載について、「第●条に基づく～」「第●条の～」のように紐づく条項を記載する。

## 【廃棄物埋施設独自の変更】

- ・審議事項（3）の記載を具体的にする。（紐づく条項の内容を参照せずとも、最低限の審議内容が理解できるようにする）

# 目次



## (3) 廃棄体の確認に係る事項

1. 概要	.....	1
2. 経緯	.....	2
3. 変更理由等	.....	3
4. 保安規定の新旧比較	.....	4
添付資料 1 : 確認証事前一括交付に伴う変更点	.....	5

# 1. 概要



本資料は、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請内容のうち「記載の適正化等（3）廃棄体の確認に係る事項」の経緯、変更理由等について説明するものである。



## 2. 経緯



- 2019年12月5日に施行された第二種事業規則（※<sup>1</sup>）では、埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準が見直され、「著しい破損」が確認項目から外れた。
- しかし、運用上は廃棄体の外観確認（管理建屋での「著しい破損」の確認を含む）に対する規制検査が行われていたため、第二種事業規則の改正後も管理建屋での「著しい破損」の確認を自主検査の対象とし、保安規定第17条2項では「廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）」と記載していた。
- 2023年4月1日施行の「廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド（廃棄物確認）」により、廃棄物確認申請後に第二種廃棄物埋設確認証が一括交付される運用となった。
- これにより法定確認として原子力規制委員会が実施する廃棄物確認は、第二種事業規則に定められている放射性廃棄物等の技術上の基準のみが判断基準であり、管理建屋での外観確認の結果に依らず確認証が交付できるという考え方が明確になった。
- これを踏まえ、運営課が実施する廃棄体の外観確認（管理建屋での「著しい破損」の確認）は第二種事業規則に定められている技術基準とは関係がなくなったため、記載を見直すこととした。

※ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

# 3. 変更理由等

## 【変更の理由】

放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設確認証が事前一括交付に即した運用とするために、第17条2項に基づき運営課長が廃棄体受入れ後に行う外観確認（「著しい破損」）は、「第二種事業規則」に基づく放射性廃棄物等の技術上の基準ではなくなったことから、その運用に合うように記載を適正化する。

## 【変更の内容】

第17条2項の放射性廃棄物等の技術上の基準に係る記載を削除する。

## 【変更の妥当性】

放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設確認証が事前一括交付の運用に合うように記載を適正化されることから、本変更は妥当である。

# 4. 保安規定の新旧比較

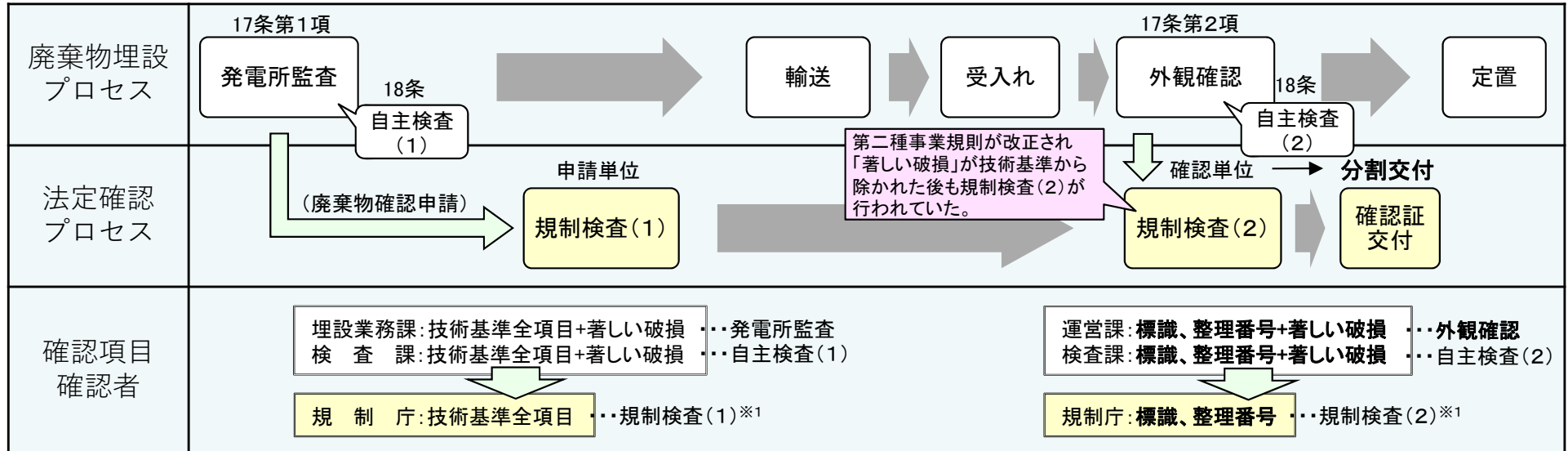
現行	改正後
<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 埋設業務課長は、埋設する廃棄体が記録により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準 <u>（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）</u> のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</p> <p>3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>	<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 埋設業務課長は、埋設する廃棄体が記録により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準 <u> </u> のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</p> <p>3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>

# 添付資料 1

確認証事前一括交付に伴う変更点

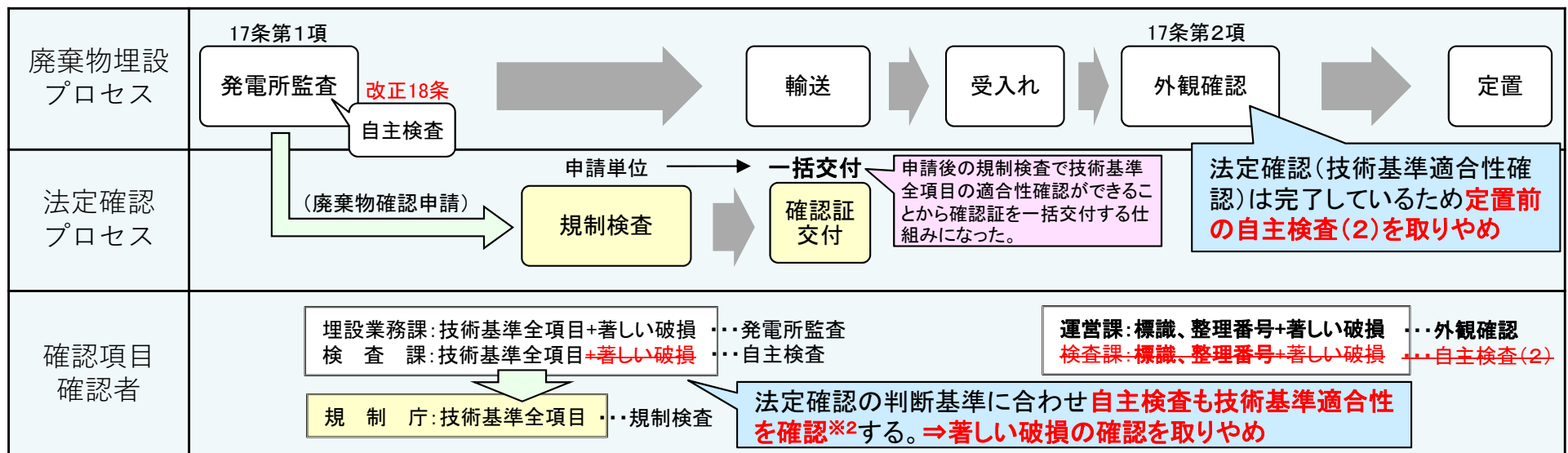
# 確認証事前一括交付に伴う変更点

## 以前の確認証交付までの流れ(分割交付)



※1 規制庁は日本原燃が提出した「著しい破損」に関する記録を含む書類に基づき確認を実施

## 現在の確認証交付までの流れ(事前一括交付) 赤文字は保安規定改正し運用変更する箇所



※2 自主検査は法定確認に係る項目を対象として実施